

神奈川県文化芸術振興条例の見直し結果について

神奈川県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）の附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

このたび、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づいて、条例の見直しを行ったので、その結果を報告する。

1 条例名

神奈川県文化芸術振興条例（制定：平成20年7月）

2 概要

文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を定めている。

3 見直し結果

現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

見直し結果	必要性	文化芸術の振興により心豊かな県民生活の実現と個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するために、県民の文化芸術に関する活動の充実、文化資源を活用した地域づくりの推進及び文化芸術の振興を図るための環境整備が求められており、引き続き条例の必要性は高い。
	有効性	条例で定めている基本理念、基本的施策、計画、推進体制等に基づいて文化芸術振興の取組が進められているため、有効である。
	効率性	条例で文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、効率的である。
	基本方針適合性	条例は、「文化芸術に親しむ環境づくり」を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。
	適法性	条例は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として地域の特性に応じた施策を策定し、実施するために定められたものであり、憲法及び法令に抵触するものではない。